

「村・県民税(住民税)の申告」

「所得税および復興特別所得税の確定申告」を受け付けます

令和6年1月1日現在、村内に住所のある方は「村・県民税の申告」が必要な場合があります。村・県民税等の申告は、令和6年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算定の基礎となりますので、**令和5年中に無職・無収入の方も期間内に必ず申告してください**。申告受け付けの日程など詳細は、本紙に併せて配布する折り込みチラシ「令和6年度村・県民税申告及び所得税の確定申告相談について」をご覧ください。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117・1118・1119)

期間▼2月13日(火)から3月15日(金)まで

受付時間▼午前8時～午後3時(相談開始は午前9時から)

場所▼原子力視察研修室(役場行政棟5階)

その他▼申告受け付け・申告相談は、**お住まいの地区により期日が指定されています**。本紙に併せて配布する折り込みチラシをご確認の上、指定の期日での来場にご協力をお願いします。

私って何の申告が必要なの？

という方は…



左ページの「申告フローチャート」でチェックしてみましょう

村・県民税の申告や確定申告など、自分に必要な申告について確認できます。ご自身が申告する必要があるかどうかの目安として、ぜひご利用ください。

村・県民税

1月下旬に、昨年の実績を基に村・県民税の申告書を郵送します。下記の「申告が必要な方」に該当する方は、**申告書が届かない場合でも必ず申告してください**。

●申告が必要な方

- ▽給与や公的年金のほかに所得がある方
- ▽同一世帯の方の税法上の扶養になっていない無収入の方や遺族年金・障害年金等の受給者
- ▽扶養控除等の追加がある方

●申告が不要な方

- ▽所得税の確定申告をした方
- ▽1か所から給与を受け、年末調整済みで、勤務先の会社等が村に「給与支払報告書」を提出している方
- ▽同一世帯の方が申告しており、その方の税法上の扶養に入っている方
- ▽公的年金所得のみで公的年金の年間支給額が148万円以下(昭和34年1月2日以降に生まれた場合は98万円以下)の方

所得税および復興特別所得税

●対象

- ▽村内在住(令和6年1月1日現在)で、令和5年1月から12月までに①営業等(その他の事業)による所得、農業所得、不動産所得(貸地・貸家・駐車場等の収入)②原稿料・講演料・互助年金等の雑所得や一時所得(保険の満期等)③源泉分離課税が行われない退職所得——のいずれかの所得(収入)があった方
- ▽勤務先の会社等が、村に「給与支払報告書」を提出していない方

- ▽主たる給与所得(年末調整済み)以外の全ての所得の合計額が20万円を超える方
- ▽その他、所得税の還付を受ける方

●復興特別所得税について

平成25年分～令和19年分の各年分については、所得税と併せて申告・納付する必要があります。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けて計算した金額です。

【ふるさと納税「ワンストップ特例」の申請をした方へ】

村・県民税の申告や確定申告をする場合、特例制度は適用されません。改めて、ふるさと納税に伴う寄付金控除を含めた申告手続きを行ってください。

【下記の申告は太田税務署へ】

- ▽事業による収入が1,000万円以上の方
- ▽退職所得を除く所得の合計が2,000万円を超える方
- ▽株・建物・土地等の譲渡所得申告
- ▽青色申告
- ▽初年度や特定増改築等の住宅借入金等特別税額控除の申告
- ▽FX等の先物取引の申告
- ▽税務署の收受日付印が捺印された申告書の控えが必要な方
- ▽雑損控除・外国税額控除の申告等
- ▽仮想通貨の譲渡による所得のある方

■ 太田税務署から確定申告に関するお知らせ 【問い合わせ】太田税務署(☎0294-72-2171)

【所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します】

期間▼2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間▼午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)

場所▼太田税務署(常陸太田市金井町3662)

その他▼▽申告会場では、基本的にスマホで申告書を作成していただきますので、スマホ、申告に関する書類、マイナンバーカードおよびパスワードをお持ちください。▽申告会場への入場には、入場整理券(申告会場当日配布するほか、国税庁LINE公式アカウントから入手可能)が必要です。▽贈与税については、2月1日(木)から申告相談を受け付けます。▽2月25日(日)は、特設会場(中央ビル(水戸市泉町2-3-2))で申告相談を行います。



国税庁LINE公式アカウント

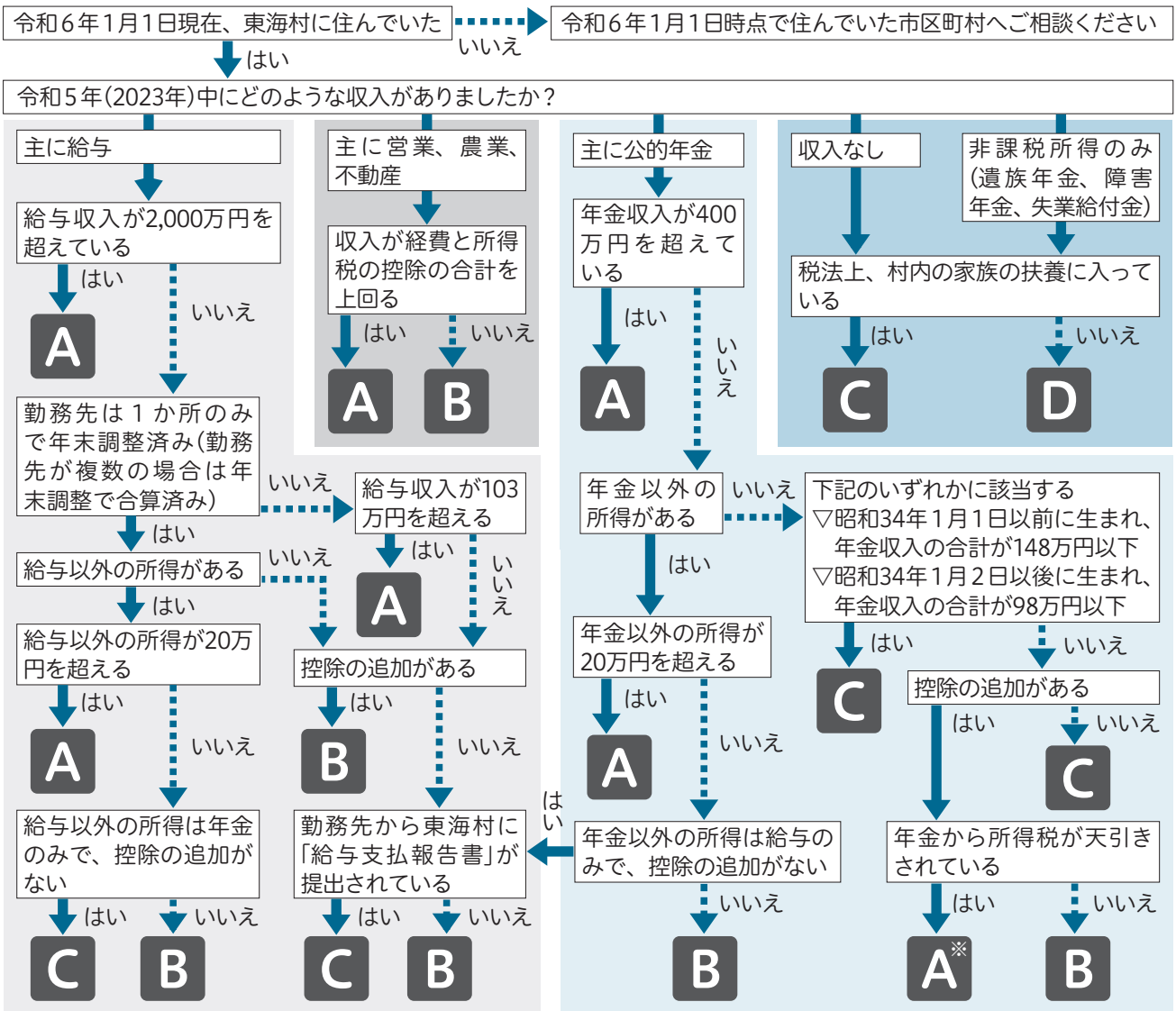
【確定申告は自宅からスマホで！】

マイナンバーカードとスマホ(カード読み取り対応)があれば、確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxで申告ができます。※「確定申告書等作成コーナー」の操作などについては、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)へお問い合わせください。



確定申告書等作成コーナー

【令和6年度(令和5年分)申告フローチャート】



結果	注意事項
A 確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、住民税の申告は不要です。※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。
B 住民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告が必要です。
C 申告は不要です	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、確定申告が必要です。
D 住民税の申告が必要な場合があります	所得や税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置等を受ける場合は、住民税の申告が必要です。